

文化施策に関する市民懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 本市の文化振興を図る施策・取組の検討に向けた意見を聴取するため、文化施策に関する市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の文化振興策・取組等に関する事項
- (2) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(組織)

第3条 懇話会は10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 芸術・文化に関する知識経験を有する者
- (2) 地域活動・社会教育活動に関する知識経験を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇話会は、市長が招集する。

2 懇話会の委員はその互選により、その懇話会を進行する座長を定めるものとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、高岡市生活環境文化部文化国際課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。